

申第31号に対する窓口説明

燃料漏れ事故で本部本社間の 協議拒否に対して抗議、対立！

会社は2月13日、申第31号について、窓口での説明を行いました。

申第31号は安全に関する申し入れです。しかし会社はまたもや本部本社間での協議を拒否しました。このような姿勢では、またいつ大きな事故が起きるか分かりません。本部は会社のこのような姿勢に対して抗議し、対立を確認しました。

申第31号(12月26日申し入れ)

高山線における列車の運転取り止めに関する申し入れ

マスコミ等は「高山線で車両故障が発生し運転取り止めが発生。走行中に運転席台のエンジンの動作状態を示す表示灯が消灯、坂祝駅で点検したところ、床下で燃料（軽油）漏れを発見。最大200リットルの軽油が漏れた可能性あり」などと報道している。

この事故について下記のとおり申し入れるので、早急に労使協議の場を開催すること。

記

1. この事故の全容（輸送障害・影響人員・事故の概要・沿線の施設や住民の方への被害の有無等）について、時系列を含めて明らかにすること。
2. この事故の発生原因を明らかにすること。
3. 過去において、同種事故の発生件数を明らかにすること。

4. この事故に関して会社はホームページで明らかにしていない。ホームページで公表しない理由を明らかにすること。
5. 今後の再発防止策を明らかにすること。

【会社回答】

本件は地方における事象であることから、本社本部間において業務委員会は開催しない。

1. 平成29年12月20日（水）22時40分頃、高山本線747C列車は坂祝駅停車直前に、機関表示灯が消灯したため、坂祝駅に停車し、係員による車両点検を行った。点検の結果、車両床下で燃料の軽油が漏れていることを認めたため、坂祝駅以降の運転を取りやめた。

当該車両の移動および線路等の点検のため、岐阜駅～美濃太田駅間の上下線で運転を見合わせた。

この影響により、上下計2本の列車が全区間運休したほか、下り3本が部分運休した。影響人員は約150名であった。

なお、お客様のお怪我や沿線の被害はなかった。

2. 燃料制御装置電磁弁取付部にヒビが入り、燃料が漏れたため。
3. 燃料漏れによる列車影響事象は、異物衝撃を含め平成27年度以降3件発生している。
4. ホームページでのお知らせについては、会社が適切に判断している。
5. 暫定対策として、電磁弁取付部の一斉点検を実施している。恒久対策としては、当該部品の交換を実施していく。

《主なやり取り》

組合：協議をしないことに抗議し対立を確認する。

会社：2月8日に東海鉄道事業本部と名古屋地本で業務委員会を行ない議論している。

組合：地方が協議をしたからと言って、本部本社で議論する必要はないということにはならない。議論が必要だから本部も申し入れを行っている。誠意をもって応えるべきだ。

組合：電磁弁の取付部のヒビとはどういうことなのか。

会社：電磁弁を台座にネジで止めてあるのだが、電磁弁側の取付部にヒビが入った。

組合：なぜヒビが入ったのか。

会社：金属が不良製品であったようだ。

組合：神戸製鋼の物か。

会社：神戸製鋼の物ではない。

組合：燃料漏れが３件というが、同じような状況なのか。

会社：同じではなく、異物が衝撃したものもある。

組合：何が衝撃したのか。

会社：分からない。

組合：分かる人を入れて協議すべきだ。

組合：ホームページになぜ載せなかったのか。

会社：ホームページでの周知は会社の裁量で判断するもので、そのことについて組合に知らせる必要はない。

組合：パンタグラフ破損、架線切断は載っている。しかし燃料漏れは載っていない。何か意図があるのではないか。

会社：答える必要はない。

組合：当該部品の交換とはどういうことか。

会社：台座の厚さが薄く、振動が電磁弁に伝わりやすいものだったので、台座を厚いものに変え、振動が伝わらないようにする。

以 上